

佐賀県告示第二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する同法第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方となる森林所有者の所在が不分明であるので、同法第八十九条の規定により、その通知の内容を鳥栖市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成二十四年十一月六日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所 鳥栖市牛原町字若林一五〇三の二	氏名	不分明である通知の相手方 岡山県岡山市中区原尾島一丁目一九二三五〇四
	住所	
濱田 和子		

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備

課及び鳥栖市農林課に備え置いて縦覧に供する。）